

目黒区立東山小学校いじめ防止基本方針

平成31年1月改訂

令和8年2月追記

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。

そこで、児童の尊厳を保持するため、いじめは全ての児童等に関係する問題であり、学校、保護者、地域住民、その他関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめ問題の克服に向けて取り組まなければならないという認識の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本方針をここに定める。

2 いじめとは【法第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、該当児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめに関する基本方針

- (1) いじめは、どの学校にも起こりうることから、全ての児童を対象としていじめを許さない校風を醸成して、いじめの未然防止に取り組む。また、自尊感情や自己肯定感を高めることにより、お互いの人権を尊重し合うような意識や態度の育成を図る。
- (2) いじめは大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても積極的に関わるとともに、いじめではないかとの疑いを持ち、学校全体で組織的に対応する。
- (3) いじめの訴えがあった場合には、本人、保護者の心情に寄り添うとともに、その意向を最大限にくみ取りながら、迅速に誠意ある対応を行う。また、いじめを認識した場合には、いじめられている児童に対して、学校をあげて守り抜くことを伝え、保護者と十分に連携しながら、いじめの実態に応じた具体的な対応を行う。
- (4) いじめを行った児童に対しては、保護者の理解と協力を得ながら、いじめは人として絶対

に許されない行為であることを十分理解させ、二度といじめをしないように粘り強くかつ毅然とした指導を徹底する。深刻な事態を招く可能性があるとは判断される場合には、警察と連携しながら解決を図る。

- (5) 過去にいじめがあった事例については、当該児童のその後の状況を十分把握し、いじめが解消したと思われる事例についても継続的に観察・支援する。なお、いじめを行った児童がいじめられる側となる、あるいはいじめられている児童がいじめを行う側となる可能性についても十分に留意する。
- (6) いじめ問題について、全員で考える契機となるように、「人権教育強化月間」を設定し、命の大切さやいじめ問題を主題とした授業等を実施する。また、「いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議」や児童会等の活動を通して、いじめ問題を児童が主体的に考えることができるようにする。
- (7) いじめは法的にも絶対に許されないこと等を、児童はもとよりその保護者、地域にも十分周知し、学校、家庭、地域が一体となって、いじめ防止に向けた取り組みを行い、いじめ根絶に努める。特にインターネットを通じて行われるいじめについては、情報モラル教育を実施するとともに、その危険性や対処方法について児童、保護者、地域への啓発に努める。

4 いじめ防止対策のための組織の設置

(1) 学校内の組織

① 「学校いじめ対策委員会」【法第22条】

いじめ防止に関する措置を組織的・実効的に行うため、校長、副校長、生活指導主任、スクールカウンセラーの他、校長が指名する教職員による当委員会を設置し定期的に開催する。その役割は、

ア 学校基本方針に基づく取組の実施及び具体的な年間計画の作成

イ 具体的で実効性のある校内研修の企画

ウ 実態把握及び情報収集

エ いじめが生じた際の指導や支援の体制、対応方針の決定等、組織的な対応

オ いじめ事案に関する事実関係の調査

カ 再発防止に向けた取組の実施

② 「生活指導夕会」

毎週末放課後に、全教職員で生活指導上の問題や問題を有する児童について、現状

や指導についての情報交換を行い、共通理解を図り具体的な対策を話し合う。

(2) 家庭や地域、関係諸機関と連携した組織(「いじめ防止対策学校サポートチーム」)

重大ないじめに関する案件が発生した場合は、その場の適切な措置をとるとともに学校いじめ対策委員会を支援する組織として「いじめ防止対策学校サポートチーム」を設置する。

*「いじめ防止対策学校サポートチーム」のメンバーは以下の通りである。

教育委員会職員、警察職員、児童相談所児童福祉司、民生児童委員、主任児童委員、PTA 会長、その他校長が指名する者

5 いじめ防止対策について

いじめはどの学校にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

未然防止の基本となるのは、児童が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業や集団づくり、学校づくりを行っていくことである。その中で、児童に集団の一員としての自覚や自信が生まれ、互いを認め合う人間関係やいじめを許さない校風を児童自らが作り出していくことができるものとする。

(1) いじめの未然防止

- ① 学習や生活についての全校での約束事を決め、授業や生活全般における規律正しい態度を育成する。(東山小学校の教育マップ「生活と学習」)
- ② 道徳教育及び人権教育の充実、読書活動や体験活動等の推進などにより、互いを尊重し合う意識や態度を育成する。
- ③ 児童がいじめ防止について主体的に考え、いじめ防止を訴えるような取組を推進する。(小中連携「いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議」など)
- ④ 地域、保護者の協力も得ながら、あいさつ運動やボランティア活動などを実施する。
- ⑤ 学級活動、委員会・クラブ活動など特別活動の充実を図り、集団活動を通じた望ましい人間関係の構築を図る。
- ⑥ 区や校内における人権研修や「人権教育プログラム(学校教育編)」を活用したセルフチェックや研修を通して教職員の人権感覚の向上を図る。
- ⑦ 授業改善プランの作成・実施等を通して、丁寧で分かりやすい授業を実践する。

(2) いじめの早期発見

- ① 定期的にアンケート調査を行う。(年間3回のアンケート調査)
- ② 定期的な個人面談(児童と学級担任やスクールカウンセラー等)を行う。
- ③ 学年担任制、副担任制、交換授業などを生かし、多角的、多面的に児童を観察し、児童の変化をいち早く把握する。その際下記のチェック項目等を活用して、いじめの兆候を見逃さないようにする。
- ④ 学校だよりや4月の保護者会で、「学校いじめ防止基本方針」などについて説明を行い、保護者からの早期の情報提供を促す。
- ⑤ 児童及び保護者に対しての相談体制を整備し、保健室や相談室(スクールカウンセラー)等の利用及び電話相談窓口についての周知を行う。
- ⑥ 児童館、学童保育クラブ、ランラン広場等との連携を図り、放課後の児童の様子把握に努め、把握した重要な情報は全教職員で早急に共有する。

いじめ防止に向けた行動のチェック項目(登校から下校まで)

	サイン	チェック	
		いじめ側	いじめられる側
朝の会・授業開始時	<ul style="list-style-type: none"> ・遅刻、欠席が増える。 ・始業ぎりぎりの登校が目立つ。 ・あいさつをしなくなる。 ・体調不良(頭痛、腹痛、吐き気等)を訴える。 ・周囲がなんとなくざわついている。 		
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ・保健室、トイレによく行くようになる。 ・用具、机、椅子が散乱している。 ・授業道具等の忘れ物が目立つ。 ・グループ分けで孤立する。グループ活動で話しかけられない。 ・周囲の子どもが机、椅子を離して座ろうとしている。 		
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ・休み時間に自分の席から離れようとしめない。 ・遊びと称して友達とふざけ合っている表情がさえない。 ・じゃれあいに見せてこづかれる。 ・戦いごっこと称して一方的に攻撃される。 ・一人でいることが多く、集団での行動をさけるようになる。 		
給食の時間	<ul style="list-style-type: none"> ・机を寄せてグループを作ろうとしめない。寄せても隙間がある。 ・食べ物にいたずらされる。(意図的な配り忘れ等) ・給食配膳を「汚い」と言って受け取ってもらえない。 ・好きなものは取り上げられる。いやなものを増やされる。 ・腹痛などを訴え、給食を残したり、食欲がなくなったりする。 ・笑顔がなく、黙って食べている。 		
清掃の時間	<ul style="list-style-type: none"> ・友達から一人離れて清掃している。 ・いやな仕事を押しつけられる。 ・清掃が終わっているのに、後片付けをしている。 		
帰りの会・下校時	<ul style="list-style-type: none"> ・帰りの会に配布したプリント等が配られない。 ・帰りの会で責められる。 ・あわてて下校する。又は、いつまでも学校に残っている。 ・学校の行き帰りに鞆を持たされる。 		
学校生活全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ひやかされる。 ・無視される。仲間はずれにされる。わざと避けて通られる。 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・触れただけで「汚い」と言われる。 ・靴、鞆、傘など持ち物が紛失する。靴箱にいたずらされる。探しても、見つからない。 ・ノートや黒板に悪口を書かれる。 ・目の前でわざわざひそひそ話をされる。 		
--	--	--	--

(3) いじめへの早期対応

- ① いじめを発見した場合には、特定の教職員が一人で抱え込まず、学校いじめ対策委員会に伝えることを徹底し、組織として対応する。
- ② いじめられた児童やいじめを報告してきた児童の安全を確保し、本人の状態に合わせた継続的なケアを行う。
- ③ いじめた児童に対しては、事情や心情を聞きとった上で、再発防止に向けて毅然とした態度で指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導・支援を行う。
- ④ 児童の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められる場合は、保護者の意向にも配慮した上で、警察と連携して対応する。
- ⑤ 把握した情報に基づいて「いじめに関する児童・生徒の記録(個票)」を作成し、学校全体及び教育委員会との情報共有を図る。
- ⑥ 二次的ないじめの発生を抑え、いじめを陰湿化させないために、事後もスクールカウンセラーと連携した被害児童への定期的なカウンセリングなどを行い、粘り強く見守るとともに、関係諸機関や専門家等と相談・連携した対応を図る。

(4) 特別な支援を必要とする児童への配慮

特別な支援を必要とする児童は他の児童との間に生じたトラブルに際し、その事実をうまく表現できない場合がある。そのような児童に対するいじめを未然に防止したり、早期に発見・解決したりするための配慮が必要である。

- ① 休み時間、給食・清掃活動等、担任一人で見守ることが困難な時間帯については、支援員等を含めた全教職員で対応できる体制をつくる。
- ② 職員夕会や職員連絡会などの場を活用し、当該児童にかかわる情報を特別支援教室職員を含めた全教職員で共有する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットのもつ高度の流通性、発信者の匿名性等の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、また、効果的に対処するように努める。

- ① メールやLINE、SNS等の問題点について、最新の動向を把握し、ICT推進部を中心に全教職員で情報モラル教育を実施するとともに、児童への理解啓発に努め、インターネットを

介したいじめの未然防止を図る。

- ② 家庭・地域への啓発活動を行う。(保護者会、セーフティ教室、PTAの啓発事業など)
- ③ インターネットを通じたいじめを認知した場合は、書き込んだ文章や画像の証拠としての保存、警察等への削除依頼など迅速な対応を図るとともに、関係諸機関と連携して、早期対応に努める。

(6)学校いじめ防止対策年間計画の作成

	職員連絡会等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">学校いじめ対策委員会 ・指導方針・計画の確認</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">職員連絡会</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">個別指導計画作成 (特別支援教室)</div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">保護者会 ・児童理解のための資料 ・生活と学習のしおり</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">「いじめ防止に向けた 行動のチェック項目」等 内容の確認・活用</div>
5月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">保護者向け啓発の提案 (ネットいじめを含む) ・セーフティ教室</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">セーフティ教室 ・警察の話(いじめ、暴力) ・携帯電話の話</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">i-check 実施①</div>
6月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">学校いじめ対策委員会 ・計画修正</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">ふれあい月間の取組① ・あいさつ推進運動</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">生活アンケート実施①</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">スクールカウンセラー との全員面談 対象：5年生児童</div>
7月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">職員連絡会 「学校いじめ防止基本 方針」中間検証①</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">保護者会 ・夏休みの生活 ・ネットいじめにつ いて</div>	
8月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">職員連絡会</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">学校いじめ対策委員会 ・後期計画の確認</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">校内研修 スクールカウンセラー 等によるOJT研修等</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">個人面談① 対象：全保護者</div>
9月		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">ふれあい月間の取組② ・あったか言葉 ・あいさつ推進運動</div>	
10月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">学校いじめ対策委員会 ・計画修正</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">☆いじめ問題を考える めぐろ子ども会議 ～いじめのない学校をめざして～</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">いじめアンケート実施 (無記名)</div>

学校いじめ対策委員会 (通年)
 ・情報共有
 ・個人情報の把握↓対応策の検討
 重大事発生時↓
 いじめ対策学校サポートチーム

学校・学級づくり、人間関係づくり (通年)

11月	職員連絡会	↓ 行動宣言	i-check 実施②
12月	職員連絡会 「学校いじめ防止基本方針」中間検証②	☆地域清掃（6年生）	体罰アンケート実施
1月	職員連絡会	生活指導研修 「人権プログラム」の活用	
2月	いじめ防止対策会議 ・本年度のまとめ ・課題の検討 ・次年度指導方針の改善	ふれあい月間の取組③ いいところ見つけ	生活アンケート実施③ 個人面談② 対象：全保護者
3月		あいさつ推進運動 次年度に向けた学級づくり	保護者会 ・春休みの生活 ・ネットいじめについて

＊職員連絡会

…「学校いじめ防止基本方針」を確認し、指導方針や指導計画を提示し、全教職員の共通理解を図る。
(4月)

＊保護者会、個人状況把握

…前後期の始めや終わり、長期休業の前後に保護者会や個人面談を実施し、家庭における生活状況等を把握するとともに、学級内の児童一人ひとりの状況を把握し、いじめが起こっていないかを確認する。

＊生活アンケート（記名式）、いじめアンケート（無記名式）、i-check（総合質問調査）

…アンケート結果をもとに、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を行う。i-checkの結果を学年の生活指導担当が把握・分析し、各学級での生活指導に生かす。（結果通知後1～2週間を目途に）

＊保護者向け啓発

…ホームページや保護者会などを活用して、学校いじめ防止基本方針を周知するとともに、保護者からいじめを含む様々な情報を収集する。

＊校内研修（教育相談研修、生活指導研修 等）

…特別な支援を必要とする児童の理解を深めたり、支援方法を共有したりする。
…人権教育についての理解を図るとともに、いじめに対する認知力、対応力を養う。

＊学校・学級づくり、人間関係づくり

…いじめは、どの児童にも起こりうるということを踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないように自己肯定感を育むとともに、互いのよさを認め合う機会を多く設ける。

＊いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議（小中連携の取組）

…東山中学校区（東山中学校、烏森小学校、東山小学校）の児童・生徒でいじめ問題について話し合う。

未然防止、早期発見に向けて

- ① 全ての教職員が、いじめ問題の重要性を認識する。
- ② 定期的に、未然防止に向けた取組を行う。
- ③ 児童一人一人の様子について情報交換を日々行い、具体的な指導の留意点について職員会議や職員研修会で取り上げて共通理解を図る。
- ④ 各担任等が、いじめの問題を一人で抱え込むことなく報告・連絡・相談を確実にを行い、学校全体で組織的に対応する。

危機管理の心得「さしすせそ」

さ：最悪を想定する
し：慎重に対応する
す：素早く対処する
せ：誠意をもって対処する
そ：組織全体で対処する

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味【法第28条】

いじめによる重大事態とは、いじめを受けた児童の状況に着目して、次のとおり判断する。

① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

- ア 児童が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合
- オ その他重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

② いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

相当の期間とは、国のいじめ防止対策基本方針での不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。ただし、日数だけでなく、児童の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。児童や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」又は「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして教育委員会事務局教育指導課に報告した上で調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに目黒区教育委員会、東京都教育委員会を通して、文部科学省に報告する。

(3) 重大事態への対処

① 調査

- ・前記6-(1)①及び②の事案は、学校が主体となって行う。それ以外の事案については、教育委員会が主体となって調査を行う。
- ・調査についての細則は、目黒区いじめ防止対策基本方針に定める通りとする。

② 学校の対処の基本

- ・ 被害児童の安全を確実に守る。
- ・被害児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確実に設定する。
- ・いじめに関する情報を保護者等に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。
- ・必要に応じて、児童や保護者への心のケアを継続的に行う。
- ・関係諸機関や専門諸機関との相談・連携による対応を行う。
- ・重大事態発生について、前述のとおり教育委員会に速やかに報告し、指導・助言を受ける。